

○国土交通省令第七十八号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第九項、第十九条第一項、第三十四条第一項、第四十一条第一項及び附則第三条第二項の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月七日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄に対応するもの掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

様式第一（第一条第一項関係）（日本産業規格A列4番）
 (略)
 (第六面)

様式第一（第一条第一項関係）（日本産業規格A列4番）
 (略)
 (第六面)

【住宅部分に関する事項】

【住宅部分に関する事項】

【1. 建築物の住戸の数】～【4. 基準省令附則第4条の適用の有無】 (略)

【1. 建築物の住戸の数】～【4. 基準省令附則第4条の適用の有無】 (略)

【5. 住宅部分のエネルギー消費性能】

【5. 住宅部分のエネルギー消費性能】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W / (m^2 \cdot K)$ (基準値)

国土交通大臣が認める方法及びその結果

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 $W / (m^2 \cdot K)$ (基準値)

()

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 ()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W / (m^2 \cdot K)$ (基準値)

基準一次エネルギー消費量

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 ()

設計一次エネルギー消費量

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 ()

BEI ()

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

BEI ()

()

BEI ()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

【6. 備考】

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)
 基準一次エネルギー消費量 G J / 年
 設計一次エネルギー消費量 G J / 年
 BEI ()
 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)
 BEI ()
 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

【6. 備考】

(第七面)

[住戸に関する事項]

[住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】～【3. 専用部分の床面積】 (略)

【1. 住戸の番号】～【3. 専用部分の床面積】 (略)

【4. 住戸のエネルギー消費性能】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 $W / (m^2 \cdot K)$ (基準値)
 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

外皮平均熱貫流率 $W / (m^2 \cdot K)$ (基準値)

【4. 住戸のエネルギー消費性能】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

外皮平均熱貫流率 $W / (m^2 \cdot K)$ (基準値)
 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

外皮平均熱貫流率 $W / (m^2 \cdot K)$ (基準値)

値 $W / (m^2 \cdot K)$ (基準
冷房期の平均日射熱取得率
値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
基準一次エネルギー消費量 G J / 年
設計一次エネルギー消費量 G J / 年
BE I ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
BE I ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

(別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置

1) 屋根又は天井

【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 片面断熱
 充填断熱 外張断熱 内張断熱

【断熱性能】 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($m^2 \cdot K / W$)

値 $W / (m^2 \cdot K)$ (基準
冷房期の平均日射熱取得率
値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
基準一次エネルギー消費量 G J / 年
設計一次エネルギー消費量 G J / 年
BE I ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
BE I ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

(別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置

1) 屋根又は天井

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法
 充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法

【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ (種類) (厚さ mm)
 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ()

2) 壁

【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱

充填断熱 外張断熱 内張断熱

【断熱性能】 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($m^2 \cdot K / W$)

3) 床

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱

充填断熱 外張断熱 内張断熱

【断熱性能】 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($m^2 \cdot K / W$)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱

充填断熱 外張断熱 内張断熱

【断熱性能】 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($m^2 \cdot K / W$)

4) 土間床等の外周部分の基礎壁

(イ) 外気に接する部分

2) 壁

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法

充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法

【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ (種別) (厚さ mm)

熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($m^2 \cdot K / W$)

3) 床

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法

充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法

【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ (種別) (厚さ mm)

熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($m^2 \cdot K / W$)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法

充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法

【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ (種別) (厚さ mm)

熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($m^2 \cdot K / W$)

4) 土間床等の外周部分の基礎

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無
 【断熱性能】 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

(ロ) その他の部分
 【該当箇所の有無】 有 無
 【断熱性能】 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

5) 開口部
 【断熱性能】 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$)
 【日射遮蔽性能】
 開口部の日射熱取得率 (日射熱取得率)
 ガラスの日射熱取得率 (日射熱取得率)
 付属部材
 ひさし、軒等

6) 構造熱橋部
 【該当箇所の有無】 有 無
 【断熱性能】 断熱補強の範囲 (mm) 断熱補強の熱抵抗値

【該当箇所の有無】 有 無
 【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ (種別) (厚さ mm)
熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

(ロ) その他の部分
 【該当箇所の有無】 有 無
 【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ (種別) (厚さ mm)
熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

5) 開口部
 【開口部比率】 () 【開口部比率区分】 ()
 【断熱性能】 建具等の種類 (建具の材質・構造) (ガラスの種別)
熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$)
日射遮蔽性能)
 ガラスの日射熱取得率 (日射熱取得率)
 付属部材 (南±25度にて設置するもの)
 ひさし、軒等 (上記以外の方位に設置するもの)

6) 構造熱橋部
 【該当箇所の有無】 有 無
 【断熱性能】 断熱補強の範囲 (mm) 断熱補強の熱抵抗値

($\text{m}^2 \cdot \text{K}$) / W)

(2) 一次エネルギー消費量に関する措置

【暖房】 暖房設備 ()

効率 ()

【冷房】 冷房設備 ()

効率 ()

【換気】 換気設備 ()

効率 ()

【照明】 照明設備 ()

効率 ()

【給湯】 給湯設備 ()

効率 ()

2. 備考

(注意)

1. ～ 3. (略)

4. 第三面関係

① (略)

② 【9. 該当する地域の区分】の欄の「地域の区分」は、基準省令

第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいいます(以下同じ。)

5. ・ 6. (略)

7. 第六面関係

($\text{m}^2 \cdot \text{K}$) / W)

(2) 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

【暖房】 暖房設備 ()

効率 ()

【冷房】 冷房設備 ()

効率 ()

【換気】 換気設備 ()

効率 ()

【照明】 照明設備 ()

効率 ()

【給湯】 給湯設備 ()

効率 ()

2. 備考

(注意)

1. ～ 3. (略)

4. 第三面関係

① (略)

② 【9. 該当する地域の区分】の欄において、「地域の区分」は、

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいいます。

5. ・ 6. (略)

7. 第六面関係

①～⑤ (略)

⑥ 【5. 住宅部分のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

(1) (略)
(削除)

(2)～(4) (略)

⑦ (略)

8. 第七面関係

①・② (略)

③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

(1) (略)

(2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

(3)・(4) (略)

④ (略)

9. 別紙関係

① 1欄は、複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

② (略)

③ 1欄の(1)の1)から4)までにおける「断熱性能」は、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。

①～⑤ (略)

⑥ 【5. 住宅部分のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

(1) (略)

(2) 「住棟単位外皮平均熱貫流率」及び「住棟単位冷房期平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

(3)～(5) (略)

⑦ (略)

8. 第七面関係

①・② (略)

③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

(1) (略)

(2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

(3)・(4) (略)

④ (略)

9. 別紙関係

① 1欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

② (略)

③ 1欄の(1)の1)から4)までにおける「断熱性能」は、「断熱材の種類及び厚さ」、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。「断熱材の種類及び厚さ」については、当該部位

④ (略)
(削除)

⑤ (略)
(削除)

⑥ 1欄の(1)の5)の「日射遮蔽性能」は、「開口部の日射熱取得率」上、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。地域の区分のうち8の地域に存する複合建築物に係る「日射遮蔽性能」については、北±22.5度以外の方位に設置する開口部について記載してください。

⑦ (略)

⑧ 1欄の(2)の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器（「照明」にあつては、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しない旨）とその効率（「照明」を除き、かつ、効率に係る基準を用いる場合に限る。）を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では比消費電力（全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。以下同じ。）（熱交換換気設備を採用する場合にあつては、比消費電力を有効換気量率で除した値）を、「給湯」ではモーター熱効率率、年間給湯保温効率又は年間給湯効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。

⑨ (略)

に使用している断熱材の材料名及び厚さを記入してください。

④ (略)

⑤ 1欄の(1)の5)の「開口部比率」とは、外皮面積の合計に占める開口部の面積の割合をいいます。

⑥ (略)

⑦ 1欄の(1)の5)の「断熱性能」は、「建具等の種類」又は「熱貫流率」の該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。

⑧ 1欄の(1)の5)の「日射遮蔽性能」は、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。

⑨ (略)

⑩ 1欄の(2)の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器（「照明」にあつては、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しない旨）とその効率（「照明」を除く。）を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では換気回数及び比消費電力（全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。以下同じ。）（熱交換換気設備を採用する場合にあつては、比消費電力を有効換気量率で除した値）を、「給湯」では熱源機の熱効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。

⑪ (略)

様式第二十二 (第十二条第一項及び附則第二条第一項関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

(略)
(第三面)

建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画
[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】～【14. 該当する地域の区分】 (略)

【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】

【イ. 非住宅建築物】

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BEI ()

基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 W / (m²・K) (基準値)

値 W / (m²・K)

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

外皮平均熱貫流率 W / (m²・K) (基準値)

様式第二十二 (第十二条第一項及び附則第二条第一項関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

(略)
(第三面)

建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画
[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】～【14. 該当する地域の区分】 (略)

【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】

【イ. 非住宅建築物】

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BEI ()

基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

外皮平均熱貫流率 W / (m²・K) (基準値)

値 W / (m²・K)

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

外皮平均熱貫流率 W / (m²・K) (基準値)

<p>値 $W / (\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 冷房期の平均日射熱取得率 値) (基準</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準 基準一次エネルギー消費量 G J / 年 設計一次エネルギー消費量 G J / 年 BE I ()</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準 BE I ()</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果)</p> <p>【ハ、共同住宅等】</p> <p>(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準 <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準 <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号) 基準一次エネルギー消費量 G J / 年</p>	<p>値 $W / (\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 冷房期の平均日射熱取得率 値) (基準</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準 基準一次エネルギー消費量 G J / 年 設計一次エネルギー消費量 G J / 年 BE I ()</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準 BE I ()</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果)</p> <p>【ハ、共同住宅等】</p> <p>(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準 <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準 住棟単位外皮平均熱貫流率 $W / (\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 住棟単位冷房期平均日射熱取得率) 基準値)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準 住棟単位外皮平均熱貫流率 $W / (\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 住棟単位冷房期平均日射熱取得率) 基準値)</p>
--	---

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BE I ()

基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(2)の基準

基準省令第 4 条第 3 項に掲げる数値の区分 (第 1 号 第 2 号)

BE I ()

基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

【三. 複合建築物】

基準省令第 1 条第 1 項第 3 号イの基準

(非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イの基準

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BE I ()

基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準

BE I ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

()

基準省令附則第 4 条第 1 項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(1)の基準

基準省令第 4 条第 3 項に掲げる数値の区分 (第 1 号 第 2 号)

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BE I ()

基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(2)の基準

基準省令第 4 条第 3 項に掲げる数値の区分 (第 1 号 第 2 号)

BE I ()

基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

【三. 複合建築物】

基準省令第 1 条第 1 項第 3 号イの基準

(非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イの基準

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BE I ()

基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準

BE I ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (

第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量

設計一次エネルギー消費量

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (

第1号 第2号)

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令第1条第1項第3号ロの基準

(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1

号 第2号)

基準一次エネルギー消費量

設計一次エネルギー消費量

GJ/年 GJ/年

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$

(基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率

(基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$

(基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率

(基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (

第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量

設計一次エネルギー消費量

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (

第1号 第2号)

BEI ()

BEI ())
 (住宅部分)
 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ())
 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

【16. 工事着手予定年月日】～【18. 備考】 (略)

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ())
 基準省令第1条第1項第3号ロの基準
 (複合建築物)
 (一次エネルギー消費量に関する事項)
 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)
 基準一次エネルギー消費量 G J / 年
 設計一次エネルギー消費量 G J / 年
 BEI ())

(住宅部分)
 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(i)の基準
 基準省令第1条第1項第2号イ(ii)の基準
 住棟単位外皮平均熱貫流率 $W / (m^2 \cdot K)$
 (基準値)
 住棟単位冷房期平均日射熱取得率
 (基準値)
 基準省令第1条第1項第2号イ(i)の基準
 基準省令第1条第1項第2号イ(ii)の基準
 住棟単位外皮平均熱貫流率 $W / (m^2 \cdot K)$
 (基準値)
 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ())
 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

【16. 工事着手予定年月日】～【18. 備考】 (略)

(第四面)

[住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】～【3. 専用部分の床面積】 (略)

【4. 住戸のエネルギー消費性能】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

外皮平均熱貫流率 $W / (m^2 \cdot K)$ (基準

値 $W / (m^2 \cdot K)$)

冷房期の平均日射熱取得率 (基準

値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

外皮平均熱貫流率 $W / (m^2 \cdot K)$ (基準

値 $W / (m^2 \cdot K)$)

冷房期の平均日射熱取得率 (基準

値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 $GJ / 年$

設計一次エネルギー消費量 $GJ / 年$

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

(第四面)

[住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】～【3. 専用部分の床面積】 (略)

【4. 住戸のエネルギー消費性能】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 $W / (m^2 \cdot K)$ (基準

値 $W / (m^2 \cdot K)$)

冷房期の平均日射熱取得率 (基準

値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

外皮平均熱貫流率 $W / (m^2 \cdot K)$ (基準

値 $W / (m^2 \cdot K)$)

冷房期の平均日射熱取得率 (基準

値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 $GJ / 年$

設計一次エネルギー消費量 $GJ / 年$

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

BEI ())
 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ())

(別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置

1) 屋根又は天井

【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱
 充填断熱 外張断熱 内張断熱
 【断熱性能】 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($m^2 \cdot K / W$)

2) 壁

【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱
 充填断熱 外張断熱 内張断熱
 【断熱性能】 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($m^2 \cdot K / W$)

3) 床

(イ) 外気に接する部分
 【該当箇所の有無】 有 無

BEI ())
 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ())

(別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置

1) 屋根又は天井

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法
 充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法
 【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ (種類) (厚さ mm)
 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($m^2 \cdot K / W$)

2) 壁

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法
 充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法
 【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ (種類) (厚さ mm)
 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($m^2 \cdot K / W$)

3) 床

(イ) 外気に接する部分
 【該当箇所の有無】 有 無

【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱

充填断熱 外張断熱 内張断熱

【断熱性能】 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱

充填断熱 外張断熱 内張断熱

【断熱性能】 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

4) 土間床等の外周部分の基礎壁

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

5) 開口部

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法

充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法

【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ (種別) (厚さ mm)

熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法

充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法

【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ (種別) (厚さ mm)

熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

4) 土間床等の外周部分の基礎

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ (種別) (厚さ mm)

熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ (種別) (厚さ mm)

熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

5) 開口部

【断熱性能】 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$)

【日射遮蔽性能】

開口部の日射熱取得率 (日射熱取得率)

ガラスの日射熱取得率 (日射熱取得率)

付属部材

ひさし、軒等

【開口部比率】 () 【開口部比率区分】 ()

【断熱性能】 建具等の種類 (建具の材質・構造)

ガラスの種別 (ガラスの種別)

熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$)

【日射遮蔽性能】

ガラスの日射熱取得率 (日射熱取得率)

付属部材 (南±25度に設置するもの)

(上記以外の方位に設置するもの)

ひさし、軒等

6) 構造熱橋部

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 断熱補強の範囲 (mm) 断熱補強の熱抵抗値 ($m^2 \cdot K / W$)

(2) 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

【暖房】 暖房設備 ()

効率 ()

【冷房】 冷房設備 ()

効率 ()

【換気】 換気設備 ()

6) 構造熱橋部

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 断熱補強の範囲 (mm) 断熱補強の熱抵抗値 ($m^2 \cdot K / W$)

(2) 二次エネルギー消費量に関する措置

【暖房】 暖房設備 ()

効率 ()

【冷房】 冷房設備 ()

効率 ()

【換気】 換気設備 ()

効率 ()

【照明】 照明設備 ()

【給湯】 給湯設備 ()

効率 ()

2. 備考

(注意)

1. ～3. (略)

4. 第三面関係

①～⑥ (略)

⑦ 【14. 該当する地域の区分】の欄の「地域の区分」は、基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいいます。(以下同じ。)

⑧ 【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

(1) (略)

(2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」について、それぞれの基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。

(3)～(5) (略)

⑨ (略)

5. 第四面関係

効率 ()

【照明】 照明設備 ()

【給湯】 給湯設備 ()

効率 ()

2. 備考

(注意)

1. ～3. (略)

4. 第三面関係

①～⑥ (略)

⑦ 【14. 該当する地域の区分】の欄において、「地域の区分」は、基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいいます。

⑧ 【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

(1) (略)

(2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」並びに「住棟単位外皮平均熱貫流率」及び「住棟単位冷房期平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(i)(i)又は同号イ(ii)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。

(3)～(5) (略)

⑨ (略)

5. 第四面関係

①・② (略)

③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

(1) (略)

(2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

(3)・(4) (略)

④ (略)

6. 別紙関係

①・② (略)

③ 1欄の(1)の1)から4)までにおける「断熱性能」は、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。

④ (略)

(削除)

⑤ (略)

(削除)

⑥ 1欄の(1)の5)の「日射遮蔽性能」は、「開口部の日射熱取得率」上、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。地域の区分のうち8の地域に存する共同住宅等又は複合建築物に係る「日射遮蔽性能」については、北土22.5度以外の方位に設置する開口部について記載してください。

⑦ (略)

①・② (略)

③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

(1) (略)

(2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

(3)・(4) (略)

④ (略)

6. 別紙関係

①・② (略)

③ 1欄の(1)の1)から4)までにおける「断熱性能」は、「断熱材の種類及び厚さ」上、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。「断熱材の種類及び厚さ」については、当該部位に使用している断熱材の材料名及び厚さを記入してください。

④ (略)

⑤ 1欄の(1)の5)の「開口部比率」とは、外皮面積の合計に占める開口部の面積の割合をいいます。

⑥ (略)

⑦ 1欄の(1)の5)の「断熱性能」は、「建具等の種類」又は「熱貫流率」の該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。

⑧ 1欄の(1)の5)の「日射遮蔽性能」は、「ガラスの日射熱取得率」上、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。

⑨ (略)

⑧ 1 欄の(2)の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器（「照明」にあつては、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しない旨）とその効率（「照明」を除き、かつ、効率に係る基準を用いる場合に限る。）を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、比消費電力（全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。以下同じ。）（熱交換換気設備を採用する場合にあつては、比消費電力を有効換気量率で除した値）を、「給湯」ではモード熱効率、年間給湯保温効率又は年間給湯効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。

⑨ (略)

様式第三十三（第二十三条第一項関係）（日本産業規格 A 列 4 番）

(略)

(第三面)

建築物エネルギー消費性能向上計画

1. 新築等をしよとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項
[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】～【14. 住宅部分の床面積】 (略)

【15. 建築物のエネルギー消費性能】

【イ. 非住宅建築物】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第1号イ(1)の基準

⑩ 1 欄の(2)の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器（「照明」にあつては、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しない旨）とその効率（「照明」を除く。）を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では換気回数及び比消費電力（全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。以下同じ。）（熱交換換気設備を採用する場合にあつては、比消費電力を有効換気量率で除した値）を、「給湯」では熱源機の熱効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。

⑪ (略)

様式第三十三（第二十三条第一項関係）（日本産業規格 A 列 4 番）

(略)

(第三面)

建築物エネルギー消費性能向上計画

1. 新築等をしよとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項
[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】～【14. 住宅部分の床面積】 (略)

【15. 建築物のエネルギー消費性能】

【イ. 非住宅建築物】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第1号イ(1)の基準

年間熱負荷係数 $MJ / (m^2 \cdot \text{年})$ (基準値 $BPI ()$)

基準省令第10条第1号イ(2)の基準年間熱負荷係数 $MJ / (m^2 \cdot \text{年})$ (基準値 $BPI ()$)

国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第1号ロ(1)の基準誘導基準一次エネルギー消費量 $GJ / \text{年}$

誘導設計一次エネルギー消費量 $GJ / \text{年}$

誘導 $BPI ()$

(誘導 BPI の基準値 ())

基準省令第10条第1号ロ(2)の基準誘導 $BPI ()$

(誘導 BPI の基準値 ())

国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準誘導基準一次エネルギー消費量 $GJ / \text{年}$

誘導設計一次エネルギー消費量 $GJ / \text{年}$

誘導 $BPI ()$

(誘導 BPI の基準値 ())

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

年間熱負荷係数 $MJ / (m^2 \cdot \text{年})$ (基準値 $BPI ()$)

基準省令第10条第1号イ(2)の基準年間熱負荷係数 $MJ / (m^2 \cdot \text{年})$ (基準値 $BPI ()$)

国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第1号ロ(1)の基準誘導基準一次エネルギー消費量 $GJ / \text{年}$

誘導設計一次エネルギー消費量 $GJ / \text{年}$

誘導 $BPI ()$

(誘導 BPI の基準値 ())

基準省令第10条第1号ロ(2)の基準誘導 $BPI ()$

(誘導 BPI の基準値 ())

国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準誘導基準一次エネルギー消費量 $GJ / \text{年}$

誘導設計一次エネルギー消費量 $GJ / \text{年}$

誘導 $BPI ()$

(誘導 BPI の基準値 ())

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

<p><input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イ(1)の基準</p> <p>外皮平均熱貫流率 $W / (m^2 \cdot K)$ (基準値)</p> <p>冷房期の平均日射熱取得率) (基準値)</p>	<p><input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イ(2)の基準</p> <p><input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準</p> <p>(一次エネルギー消費量に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号ロ(1)の基準</p> <p>誘導基準一次エネルギー消費量 $G J / 年$</p> <p>誘導設計一次エネルギー消費量 $G J / 年$</p> <p>誘導 B E I ()</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号ロ(2)の基準</p> <p><input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準</p> <p>【イ、共同住宅等】</p> <p>(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イ(1)の基準</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イ(2)の基準</p> <p><input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準</p> <p>(一次エネルギー消費量に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号ロ(1)の基準</p>
---	---

<p><input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イの基準</p> <p>外皮平均熱貫流率 $W / (m^2 \cdot K)$ (基準値)</p> <p>冷房期の平均日射熱取得率) (基準値)</p>	<p><input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準</p> <p>(一次エネルギー消費量に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号ロの基準</p> <p>誘導基準一次エネルギー消費量 $G J / 年$</p> <p>誘導設計一次エネルギー消費量 $G J / 年$</p> <p>誘導 B E I ()</p> <p><input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準</p> <p>【イ、共同住宅等】</p> <p>(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イの基準</p> <p><input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準</p> <p>(一次エネルギー消費量に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号ロの基準</p> <p>基準省令第14条第2項に掲げる数値の区分 (□第1</p>
--	--

基準省令第14条第2項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号) 誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年 誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年 誘導 B E I () □基準省令第10条第2号ロ(2)の基準 □国土交通大臣が認める方法及びその結果 () □令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準 【二. 複合建築物】 □基準省令第10条第3号イの基準 (非住宅部分) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) □基準省令第10条第1号イ(1)の基準 年間熱負荷係数 MJ / (㎡・年) () 基準値 MJ / (㎡・年) () B P I () □基準省令第10条第1号イ(2)の基準 年間熱負荷係数 MJ / (㎡・年) () 基準値 MJ / (㎡・年) () B P I () □国土交通大臣が認める方法及びその結果 () □令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項) □基準省令第10条第1号ロ(1)の基準 誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年

号 □第2号) 誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年 誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年 誘導 B E I () □国土交通大臣が認める方法及びその結果 () □令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準 【二. 複合建築物】 □基準省令第10条第3号イの基準 (非住宅部分) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) □基準省令第10条第1号イ(1)の基準 年間熱負荷係数 MJ / (㎡・年) () 基準値 MJ / (㎡・年) () B P I () □基準省令第10条第1号イ(2)の基準 年間熱負荷係数 MJ / (㎡・年) () 基準値 MJ / (㎡・年) () B P I () □国土交通大臣が認める方法及びその結果 () □令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項) □基準省令第10条第1号ロ(1)の基準 誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年

<p>誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年 誘導 B E I () (誘導 B E I の基準値) □ 基準省令第 10 条第 1 号ロ(2)の基準 誘導 B E I () (誘導 B E I の基準値) □ 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()</p>	<p>誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年 誘導 B E I () (誘導 B E I の基準値) □ 基準省令第 10 条第 1 号ロ(2)の基準 誘導 B E I () (誘導 B E I の基準値) □ 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()</p>
<p>□ 令和 4 年改正基準省令附則第 3 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準 誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年 誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年 誘導 B E I () (誘導 B E I の基準値) (住宅部分) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) □ 基準省令第 10 条第 2 号イ(1)の基準 □ 基準省令第 10 条第 2 号イ(2)の基準 □ 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()</p>	<p>□ 令和 4 年改正基準省令附則第 3 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準 誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年 誘導設計一次エネルギー消費量 G J / 年 誘導 B E I () (誘導 B E I の基準値) (住宅部分) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) □ 基準省令第 10 条第 2 号イの基準 □ 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()</p>
<p>□ 令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準 (一次エネルギー消費量に関する事項) □ 基準省令第 10 条第 2 号ロ(1)の基準 基準省令第 14 条第 2 項に掲げる数値の区分 (□ 第 1 号 □ 第 2 号) 誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年 誘導設計一次エネルギー消費量 G J</p>	<p>□ 令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準 (一次エネルギー消費量に関する事項) □ 基準省令第 10 条第 2 号ロの基準 基準省令第 14 条第 2 項に掲げる数値の区分 (□ 第 1 号 □ 第 2 号) 誘導基準一次エネルギー消費量 G J / 年 誘導設計一次エネルギー消費量 G J</p>

<p>()</p> <p>(一次エネルギー消費量に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□ 第1号 □第2号)</p> <p>基準一次エネルギー消費量 G J /年 設計一次エネルギー消費量 G J /年 B E I ()</p> <p><input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()</p> <p>(複合建築物)</p> <p>(一次エネルギー消費量に関する事項)</p> <p>基準省令第14条第2項に掲げる数値の区分 (□第1 号 □第2号)</p> <p>誘導基準一次エネルギー消費量 G J /年 誘導設計一次エネルギー消費量 G J /年 誘導 B E I () (誘導 B E I の基準値)</p> <p>【16. 確認の特例】～【18. 備考】 (略)</p> <p>(略) (第五面)</p> <p>[住戸に関する事項]</p> <p>【1. 住戸の番号】～【3. 専用部分の床面積】 (略)</p> <p>【4. 住戸のエネルギー消費性能】 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イ(1)の基準</p>

<p>基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□ 第1号 □第2号)</p> <p>基準一次エネルギー消費量 G J /年 設計一次エネルギー消費量 G J /年 B E I ()</p> <p><input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()</p> <p>(複合建築物)</p> <p>(一次エネルギー消費量に関する事項)</p> <p>基準省令第14条第2項に掲げる数値の区分 (□第1 号 □第2号)</p> <p>誘導基準一次エネルギー消費量 G J /年 誘導設計一次エネルギー消費量 G J /年 誘導 B E I () (誘導 B E I の基準値)</p> <p>【16. 確認の特例】～【18. 備考】 (略)</p> <p>(略) (第五面)</p> <p>[住戸に関する事項]</p> <p>【1. 住戸の番号】～【3. 専用部分の床面積】 (略)</p> <p>【4. 住戸のエネルギー消費性能】 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イの基準</p>

外皮平均熱貫流率 値 冷房期の平均日射熱取得率 値	$W / (m^2 \cdot K)$	$W / (m^2 \cdot K)$	(基準)
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イ(2)の基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()			
<input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築 又は修繕等をする部分の基準 (一次エネルギー消費量に関する事項)			
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号ロ(1)の基準 誘導基準一次エネルギー消費量 $G J / 年$ 誘導設計一次エネルギー消費量 $G J / 年$ 誘導BEI ()			
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号ロ(2)の基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()			
<input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築 又は修繕等をする部分の基準			

(略)

(別紙) 基準省令第10条第2号イ(2)の基準、基準省令第10条第2号ロ

(2)の基準又は令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築若しくは修繕等をする部分の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置

1) 屋根又は天井

- 【断熱材の施工法】
- | | | |
|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 内断熱 | <input type="checkbox"/> 外断熱 | <input type="checkbox"/> 両面断熱 |
| <input type="checkbox"/> 充填断熱 | <input type="checkbox"/> 外張断熱 | <input type="checkbox"/> 内張断熱 |

外皮平均熱貫流率 値 冷房期の平均日射熱取得率 値	$W / (m^2 \cdot K)$	$W / (m^2 \cdot K)$	(基準)
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()			
<input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築 又は修繕等をする部分の基準 (一次エネルギー消費量に関する事項)			
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号ロの基準 誘導基準一次エネルギー消費量 $G J / 年$ 誘導設計一次エネルギー消費量 $G J / 年$ 誘導BEI ()			
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()			
<input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築 又は修繕等をする部分の基準			

(略)

(新設)

【断熱性能】 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

2) 壁

【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱
 充填断熱 外張断熱 内張断熱

【断熱性能】 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

3) 床

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱
 充填断熱 外張断熱 内張断熱

【断熱性能】 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱
 充填断熱 外張断熱 内張断熱

【断熱性能】 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

4) 土間床等の外周部分の基礎壁

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

5) 開口部

【断熱性能】 熱貫流率 (W / (m² ・ K))

【日射遮蔽性能】

開口部の日射熱取得率 (日射熱取得率)

ガラスの日射熱取得率 (日射熱取得率)

付属部材

ひさし、軒等

6) 構造熱橋部

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 断熱補強の範囲 (mm) 断熱補強の熱抵抗値

(m² ・ K) / W)

(2) 一次エネルギー消費量に関する措置

【暖房】 暖房設備 (

)

効率 (

)

【冷房】 冷房設備 (

)

効率 (

)

【換気】 換気設備 (

)

効率 (

)

【照明】 照明設備 (

)

【給湯】 給湯設備 (

)

効率 (

2. 備考

(注意)

1. ～3. (略)
4. 第三面関係

①～③ (略)

④ 【12. 該当する地域の区分】の欄の「地域の区分」は、基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいいます。(以下同じ。)

⑤～⑦ (略)

⑧ 【15. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

(1)・(2) (略)

(3) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第10条第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

(4) 「基準省令第10条第2号イ(2)の基準」又は「基準省令第10条第2号ロ(2)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

(5) (略)

(6) 施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合については、以下の内容に従って記載してください。

i) (略)

ii) 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第10条第2号イ(1)の基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第10条第2

(注意)

1. ～3. (略)
4. 第三面関係

①～③ (略)

④ 【12. 該当する地域の区分】の欄において、「地域の区分」は、基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいいます。

⑤～⑦ (略)

⑧ 【15. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

(1)・(2) (略)

(3) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第10条第2号イの表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。（新設）

(4) (略)

(5) 施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合については、以下の内容に従って記載してください。

i) (略)

ii) 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第10条第2号イの基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第10条第2号

号ロ(1)の基準」に記載するとともに、令和4年改正基準省令附則第4項の基準の適用を受ける場合には、「令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、別紙に詳細を記載してください。

⑨～⑫ (略)

5. (略)

6. 第五面関係

①・② (略)

③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

(1)～(3) (略)

(4) 「基準省令第10条第2号イ(2)の基準」又は「基準省令第10条第2号ロ(2)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

(5) 施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合の記載について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第10条第2号イ(1)の基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第10条第2号ロ(1)の基準」に記載するとともに、令和4年改正基準省令附則第4項の基準の適用を受ける場合には、「令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、別紙に詳細を記載してください。

④ (略)

7. (略)

8. 別紙関係

① 1 欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示さ

すの基準」に記載するとともに、令和4年改正基準省令附則第4項の基準の適用を受ける場合には、「令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」のチェックボックスに「✓」マークを入れて記載してください。

⑨～⑫ (略)

5. (略)

6. 第五面関係

①・② (略)

③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

(1)～(3) (略)

(新設)

(4) 施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合の記載について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第10条第2号イ(1)の基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第10条第2号ロ(1)の基準」に記載するとともに、令和4年改正基準省令附則第4項の基準の適用を受ける場合には、「令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」のチェックボックスに「✓」マークを入れて記載してください。

④ (略)

7. (略)

(新設)

れた別の書面をもって代えることができます。

- ② 1欄の(1)の1)から3)までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。

- ③ 1欄の(1)の1)から4)までにおける「断熱性能」は、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。

- ④ 1欄の(1)の3)及び4)における(イ)及び(ロ)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「有」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。

- ⑤ 1欄の(1)の5)は、開口部のうち主たるものを対象として、必要な事項を記入してください。

- ⑥ 1欄の(1)の5)の「日射遮蔽性能」は、「開口部の日射熱取得率」、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。地域の区分のうち8の地域に存する共同住宅等又は複合建築物に係る「日射遮蔽性能」については、北土22.5度以外の方位に設置する開口部について記載してください。

- ⑦ 1欄の(1)の6)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、「断熱性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。

- ⑧ 1欄の(2)の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器とその効率（「照明」を除き、かつ、効率に係る基準を用いる場合に限る。）を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では暖房能力を

消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では比消費電力（全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。）、有効換気量率又は温度交換効率を、「給湯」ではモーター熱効率、年間給湯保温効率又は年間給湯効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。

- ⑨ 1 欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、2 欄に記入し、又は別紙に記入してください。

様式第三十七（第三十条第一項関係）（日本産業規格 A 列 4 番）

(略)

(第二面)

1. 建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】～【12. 住宅部分の床面積】 (略)

【13. 建築物全体のエネルギー消費性能】

【イ. 非住宅建築物】

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イの基準

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BEI ()

基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【ロ. 一戸建ての住宅】

様式第三十七（第三十条第一項関係）（日本産業規格 A 列 4 番）

(略)

(第二面)

1. 建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】～【12. 住宅部分の床面積】 (略)

【13. 建築物全体のエネルギー消費性能】

【イ. 非住宅建築物】

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イの基準

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BEI ()

基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 $W / (m^2 \cdot K)$ (基準値)
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

外皮平均熱貫流率 $W / (m^2 \cdot K)$ (基準値)
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 G J / 年
設計一次エネルギー消費量 G J / 年
BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

【ハ、共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

外皮平均熱貫流率 $W / (m^2 \cdot K)$ (基準値)
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

外皮平均熱貫流率 $W / (m^2 \cdot K)$ (基準値)
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 G J / 年
設計一次エネルギー消費量 G J / 年
BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

【ハ、共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準
住棟単位外皮平均熱貫流率 $W / (m^2 \cdot K)$ ()

- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
())
- 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)
- 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)
- 基準一次エネルギー消費量 G J /年
設計一次エネルギー消費量 G J /年
- BE I ())
- 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)
- BE I ())
- 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
())
- 【二. 複合建築物】**
- 基準省令第1条第1項第3号イの基準
(非住宅部分)
- (一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準値 W / (m²・K))
- 住棟単位冷房期平均日射熱取得率
基準値) ()
- 基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準
住棟単位外皮平均熱貫流率 W / (m²・K) ()
- 基準値 W / (m²・K))
- 住棟単位冷房期平均日射熱取得率
基準値) ()
- 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
())
- 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)
- 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)
- 基準一次エネルギー消費量 G J /年
設計一次エネルギー消費量 G J /年
- BE I ())
- 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)
- BE I ())
- 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準
- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
())
- 【二. 複合建築物】**
- 基準省令第1条第1項第3号イの基準
(非住宅部分)
- (一次エネルギー消費量に関する事項)

<p> <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準 基準一次エネルギー消費量 $G J / \text{年}$ 設計一次エネルギー消費量 $G J / \text{年}$ $BEI (\quad)$ <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号ロの基準 $BEI (\quad)$ <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 (\quad) (住宅部分) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) </p>	<p> <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準 基準一次エネルギー消費量 $G J / \text{年}$ 設計一次エネルギー消費量 $G J / \text{年}$ $BEI (\quad)$ <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号ロの基準 $BEI (\quad)$ <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 (\quad) (住宅部分) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) </p>
<p> <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準 <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準 <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 (\quad) <input type="checkbox"/> 基準省令第4条第1項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号) 基準一次エネルギー消費量 $G J / \text{年}$ 設計一次エネルギー消費量 $G J / \text{年}$ $BEI (\quad)$ <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号) $BEI (\quad)$ <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 </p>	<p> <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準 <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準 住棟単位外皮平均熱貫流率 $W / (m^2 \cdot K)$ (\quad) (基準値) 住棟単位外皮平均日射熱取得率 (\quad) (基準値) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準 <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準 住棟単位外皮平均熱貫流率 $W / (m^2 \cdot K)$ (\quad) (基準値) 住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (\quad) (基準値) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 (\quad) <input type="checkbox"/> 基準省令第4条第1項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (<input type="checkbox"/> </p>

())

基準省令第1条第1項第3号ロの基準
(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 G J / 年
設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BE I ())

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

())

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

【14. 備考】

第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 G J / 年
設計一次エネルギー消費量 G J / 年
BE I ())

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

BE I ())

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

())

基準省令第1条第1項第3号ロの基準

(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 G J / 年
設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BE I ())

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 W / (m² · K

) (基準値)

住棟単位給房期平均日射熱取得率

(基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準

(第三面)

[住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】～【3. 専用部分の床面積】 (略)

【4. 住戸のエネルギー消費性能】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 $W / (\text{m}^2 \cdot \text{K})$ (基準

値 $W / (\text{m}^2 \cdot \text{K})$)

冷房期の平均日射熱取得率 (基準

値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

外皮平均熱貫流率 $W / (\text{m}^2 \cdot \text{K})$ (基準

値 $W / (\text{m}^2 \cdot \text{K})$)

冷房期の平均日射熱取得率 (基準

値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W / (\text{m}^2 \cdot \text{K})$

) (基準値 $W / (\text{m}^2 \cdot \text{K})$)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率

(基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

【14. 備考】

(第三面)

[住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】～【3. 専用部分の床面積】 (略)

【4. 住戸のエネルギー消費性能】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

外皮平均熱貫流率 $W / (\text{m}^2 \cdot \text{K})$ (基準

値 $W / (\text{m}^2 \cdot \text{K})$)

冷房期の平均日射熱取得率 (基準

値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

外皮平均熱貫流率 $W / (\text{m}^2 \cdot \text{K})$ (基準

値 $W / (\text{m}^2 \cdot \text{K})$)

冷房期の平均日射熱取得率 (基準

値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

())
 基準省令附則第 4 条第 1 項の規定による適用除外
 (一次エネルギー消費量に関する事項)
 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(1)の基準
 基準一次エネルギー消費量 G J / 年
 設計一次エネルギー消費量 G J / 年
 BE I ()
 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(2)の基準
 BE I ()
 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(3)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

(別紙) 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(3)の基準又は基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(3)の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置

1) 屋根又は天井

【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱

充填断熱 外張断熱 内張断熱

【断熱性能】 熱貫流率 (W / (m² · K)) 熱抵抗値 ((m² · K) / W)

2) 壁

【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱

充填断熱 外張断熱 内張断熱

【断熱性能】 熱貫流率 (W / (m² · K)) 熱抵抗値 ()

())
 基準省令附則第 4 条第 1 項の規定による適用除外
 (一次エネルギー消費量に関する事項)
 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(1)の基準
 基準一次エネルギー消費量 G J / 年
 設計一次エネルギー消費量 G J / 年
 BE I ()
 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(2)の基準
 BE I ()
 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(3)の基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

(別紙) 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(3)の基準又は基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(3)の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置

1) 屋根又は天井

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法

充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法

【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ (種別) (厚さ mm)

熱貫流率 (W / (m² · K)) 熱抵抗値 ((m² · K) / W)

2) 壁

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法

充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法

【断熱性能】 断熱工法

($m^2 \cdot K$) / W

3) 床

(イ) 外気に接する部分

- 【該当箇所の有無】 有 無
- 【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱
- 充填断熱 外張断熱 内張断熱
- 【断熱性能】 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

(ロ) その他の部分

- 【該当箇所の有無】 有 無
- 【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱
- 充填断熱 外張断熱 内張断熱
- 【断熱性能】 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

4) 土間床等の外周部分の基礎壁

(イ) 外気に接する部分

- 【該当箇所の有無】 有 無
- 【断熱性能】 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ (種別) (厚さ mm)

3) 床

(イ) 外気に接する部分

- 【該当箇所の有無】 有 無
- 【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法
- 充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法
- 【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ (種別) (厚さ mm)
- 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

(ロ) その他の部分

- 【該当箇所の有無】 有 無
- 【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法
- 充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法
- 【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ (種別) (厚さ mm)
- 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

4) 土間床等の外周部分の基礎

(イ) 外気に接する部分

- 【該当箇所の有無】 有 無
- 【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ (種別) (厚さ mm)
- 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値

($m^2 \cdot K / W$)

5) 開口部

【断熱性能】 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$)

【日射遮蔽性能】

開口部の日射熱取得率 (日射熱取得率

)

ガラスの日射熱取得率 (日射熱取得率

)

付属部材

ひさし、軒等

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ (種別) (厚さ

mm)

熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗

値 ($m^2 \cdot K / W$)

5) 開口部

【開口部比率】 () 【開口部比率区分】 (

)

【断熱性能】 建具等の種類 (建具の材質・構造

)

(ガラスの種別

)

熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$)

【日射遮蔽性能】

ガラスの日射熱取得率 (日射熱取得率

)

付属部材 (南±25度に設置するもの

)

(上記以外の方位に設置するもの

)

ひさし、軒等

6) 構造熱橋部

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 断熱補強の範囲 (mm) 断熱補強の熱抵抗値

($m^2 \cdot K / W$)

(2) 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

【暖房】 暖房設備 (

)

効率 (

(2) 二次エネルギー消費量に関する措置

【暖房】 暖房設備 (

)

効率 (

【冷房】冷房設備 ()	
効率 ()	
【換気】換気設備 ()	
効率 ()	
【照明】照明設備 ()	
【給湯】給湯設備 ()	
効率 ()	
2. 備考 (注意)	
1. ・ 2. (略)	
3. 第二面関係	
①～③ (略)	
④ 【11. 該当する地域の区分】の欄の「地域の区分」は、基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいいます。(以下同じ。)	
⑤ (略)	
⑥ 【13. 建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。	
(1) (略)	
(2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」につ	

【冷房】冷房設備 ()	
効率 ()	
【換気】換気設備 ()	
効率 ()	
【照明】照明設備 ()	
【給湯】給湯設備 ()	
効率 ()	
2. 備考 (注意)	
1. ・ 2. (略)	
3. 第二面関係	
①～③ (略)	
④ 【11. 該当する地域の区分】の欄において、「地域の区分」は、基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいいます。	
⑤ (略)	
⑥ 【13. 建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。	
(1) (略)	
(2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」並び	

いては、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ(1)）の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

(3)～(5) (略)

⑦ (略)

4. 第三面関係

①・② (略)

③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

(1) (略)

(2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ(1)）の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

(3)・(4) (略)

④ (略)

5. 別紙関係

①・② (略)

③ 1欄の(1)の1)から4)までにおける「断熱性能」は、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。

④ (略)

(削除)

⑤ (略)

(削除)

に「住棟単位外皮平均熱貫流率」及び「住棟単位冷房期平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)）又は同号イ(1)(ii)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

(3)～(5) (略)

⑦ (略)

4. 第三面関係

①・② (略)

③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

(1) (略)

(2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)）の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

(3)・(4) (略)

④ (略)

5. 別紙関係

①・② (略)

③ 1欄の(1)の1)から4)までにおける「断熱性能」は、「断熱材の種類及び厚さ」、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。「断熱材の種類及び厚さ」については、当該部位に使用している断熱材の材料名及び厚さを記入してください。

④ (略)

⑤ 1欄の(1)の5)の「開口部比率」とは、外皮面積の合計に占める開口部の面積の割合をいいます。

⑥ (略)

⑦ 1欄の(1)の5)の「断熱性能」は、「建具等の種類」又は「熱貫流率」の該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。

⑥ 1 欄の(1)の 5) の「日射遮蔽性能」は、「開口部の日射熱取得率」1、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。地域の区分のうち 8 の地域に存する共同住宅等又は複合建築物に係る「日射遮蔽性能」については、北土 22.5 度以外の方位に設置する開口部について記載してください。

⑦ (略)

⑧ 1 欄の(2)の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器（「照明」にあつては、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しない旨）とその効率（「照明」を除き、かつ、効率に係る基準を用いる場合に限る。）を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では比消費電力（全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。以下同じ。）（熱交換換気設備を採用する場合にあつては、比消費電力を有効換気量率で除した値）を、「給湯」ではモード熱効率、年間給湯保温効率又は年間給湯効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。

⑨ (略)

⑧ 1 欄の(1)の 5) の「日射遮蔽性能」は、「ガラスの日射熱取得率」1、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。

⑨ (略)

⑩ 1 欄の(2)の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器（「照明」にあつては、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しない旨）とその効率（「照明」を除く。）を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では換気回数及び比消費電力（全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。以下同じ。）（熱交換換気設備を採用する場合にあつては、比消費電力を有効換気量率で除した値）を、「給湯」では熱源機の熱効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。

⑪ (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にされている建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は法第十三条第二項若しくは第三項（これらの規定を法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知に係る計画書の様式については、この省令による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）別記様式第一にかかわらず、なお従前の例による。

3 この省令の施行の日（第五項において「施行日」という。）以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる法第十二条第一項若しくは第二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は法第十三条第二項若しくは第三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の法第十二条第二項の規定による変更に係る提

出又は法第十三条第三項の規定による変更に係る通知に係る計画書の様式については、新規則別記様式第一にかかわらず、なお従前の例による。

4 この省令の施行の際現にされている法第十九条第一項の規定による届出に係る届出書又は法第二十条第二項の規定による通知に係る通知書の様式については、新規則別記様式第二十二にかかわらず、なお従前の例による。

5 施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる法第十九条第一項の規定による届出の同項後段の規定による変更の届出に係る届出書又は法第二十条第二項の規定による通知の同項後段の規定による変更の通知に係る通知書の様式については、新規則別記様式第二十二にかかわらず、なお従前の例による。

6 この省令の施行の際現にされている法第三十四条第一項の規定による認定の申請に係る申請書の様式については、新規則別記様式第三十三にかかわらず、なお従前の例による。

7 この省令の施行の際現にされている法第四十一条第一項の規定による認定の申請に係る申請書の様式については、新規則別記第三十七にかかわらず、なお従前の例による。